

いなべ市訪問理容サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、在宅の高齢者等に対し、訪問による理容サービスを提供することにより、在宅福祉の向上に資することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 この事業の利用対象者（以下「利用者」という。）はいなべ市に住所を有し、おおむね65歳以上の在宅高齢者等で、老衰、心身の障がい及び傷病等の理由により理容店（以下「協力店」という。）に出向くことが困難な者とする。

2 前項に規定する「いなべ市に住所を有し」とは、いなべ市に住民登録があり、かつ居住していることを示す。

(事業内容)

第3条 この事業は、利用者宅を訪問し、居宅において散髪等のサービスを提供し、1人当たり年6回を限度とする。

2 前項の規定による利用の期間は、利用を開始した日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、利用期間が終了するまでに利用の取り消しの決定を行わないときは、引き続き利用できるものとする。

(利用の申請)

第4条 訪問理容サービスの利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、いなべ市訪問理容サービス利用申請書（様式第1号）により、会長に提出するものとする。

(利用の可否決定)

第5条 会長は、前条の規定によりいなべ市訪問理容サービス利用申請書を受理したときは、専門職で構成される機関にて申請内容を審査し、いなべ市訪問理容サービス利用決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(利用の確認)

第6条 協力店が訪問理容サービスを提供したときは、いなべ市訪問理容サービス利用確認簿（様式第4号）に申請者又は利用者の確認を受けるものとする。

(助成)

第7条 会長は、協力店に対し、利用者宅へ訪問した際の経費として1,500円を助成する。

(利用資格の変更)

第8条 申請者は、利用者が施設等へ入所した場合は、いなべ市訪問理容サービス利用資格変更届（様式第5号）により、会長に届け出なければならない。

(資格の取り消し)

第 9 条 会長は、前条の規定によりいなべ市訪問理容サービス利用資格変更届を受理したときは、訪問理容サービスの利用資格を取り消すものとし、いなべ市訪問理容サービス利用取消通知書（様式第 6 号）により、申請者に通知するものとする。

(関係機関との連携)

第 10 条 会長は、民生委員児童委員及び介護支援専門員等の関係機関と十分な連携を図るものとする。

(台帳等の整備)

第 11 条 会長は、この事業の実施状況等を把握するため、いなべ市訪問理容サービス利用者台帳（様式第 7 号）を整備しておくものとする。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に会長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、いなべ市訪問理美容サービス事業実施要綱（平成 15 年 12 月 1 日いなべ市告示第 14 号）の規定によりなされた手続き及びその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。